

石岡市災害廃棄物処理計画（概要版）

令和7年3月作成

1. 計画策定の背景および目的

災害により発生する災害廃棄物は、様々なごみが混ざった状態で多量に発生し、長期間に渡って放置すると火災や感染症等の二次被害の発生要因となります。生活環境の保全及び公衆衛生の確保のために、災害廃棄物を円滑かつ迅速に適正処理しなければなりません。

本市では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑かつ迅速に適正処理することを目的として、「石岡市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、国の「災害廃棄物対策指針」や「茨城県災害廃棄物処理計画」、「石岡市地域防災計画」、「石岡市一般廃棄物処理計画」等と整合性させながら、災害廃棄物の処理について、本市の基本的な考え方や処理方法等を示します。

本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

2. 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、以下の基本方針に基づき処理を行います。

図表1 災害廃棄物処理の基本方針

① 円滑かつ迅速な適正処理の実行	住民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から、復旧・復興の妨げにならないように、災害廃棄物を円滑かつ迅速に適正処理します。
② 分別・再生利用	災害廃棄物の処理においては、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。
③ 目標期間内での処理の実施	災害廃棄物の処理は、目標期間内に本市内での処理、または、県内市町村のごみ処理相互支援協定（県内5地区）による処理及び県内の事業者による処理を進めることを原則とします。
④ 合理的かつ経済的な処理	処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

3. 災害時に発生する廃棄物

災害時には、(1) 地震等の災害によって発生する廃棄物及び(2) 被災者や避難所の生活に伴い発生する廃棄物が発生します。

図表2 災害時に発生する廃棄物

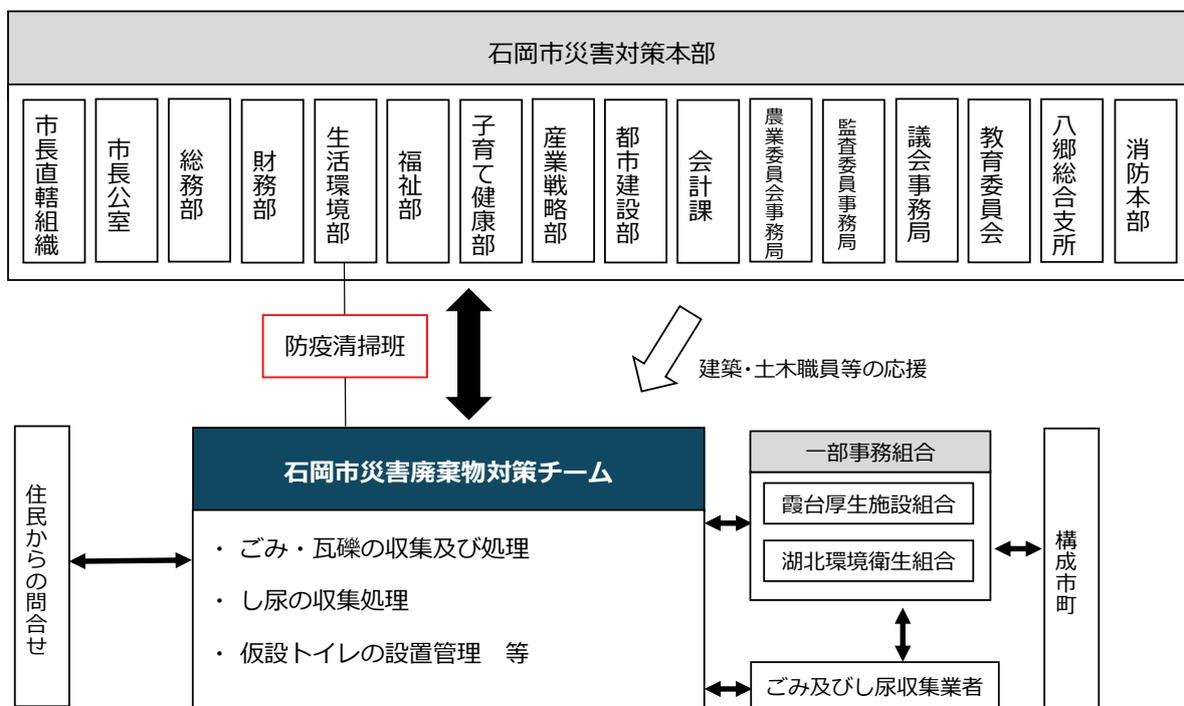
(1) 災害によって発生する廃棄物		
可燃物/可燃系混合物 	木くず 	畳・布団 
不燃物/不燃系混合物 	コンクリートがら等 	金属くず 
廃家電 (4品目) 	小型家電/その他家電 	腐敗性廃棄物 
有害廃棄物/危険物 	廃自動車等 	その他、適正処理が困難な廃棄物 
(2) 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物		
生活ごみ	避難所ごみ	し尿

[出典：環境省 災害廃棄物対策フォトチャンネル、東日本大震災により発生した被災3県(岩手県・宮城県・福島県)における災害廃棄物等の処理の記録(環境省他、平成26年9月)]

4. 災害廃棄物処理の体制

災害時は本計画または石岡市地域防災計画に基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立します。生活環境部に所属する防疫清掃班が、ごみ・し尿の処理、仮設トイレの設置管理を行います。

図表3 災害 廃棄物 対策 組織体制



5. 住民への啓発・広報

災害廃棄物を円滑かつ迅速に適正処理するためには、住民の理解と協力が必要です。このため、災害廃棄物の分別方法、仮置場の設置については災害時のみならず、平常時から啓発・広報を行います。

図表4 災害廃棄物に関する啓発・広報の手法

災害時	地域によって効果的な広報手法を確認し、住民へ正確かつ迅速に周知します。 ・ 防災行政無線 ・ 広報車 ・ 避難所やごみステーション・集会所・掲示板・公共施設へのポスター掲示、チラシの配布 ・ 災害支援に関する広報誌への掲載 ・ チラシの戸別配布・回覧、新聞等へのチラシの折り込み ・ ホームページ、SNS ・ テレビ・ラジオ・新聞 ・ 町会・自治会等への説明会、区長を通じた広報 等
平時	ホームページ、ごみカレンダー、ごみ分別ガイド、防災ハンドブック等の防災関係広報誌、防災訓練等を利用して、啓発を行います。

6. 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物発生量は、以下の式で推計されます。

$$\text{災害廃棄物の発生量} = \text{災害情報に基づく被害量} \times \text{発生原単位}$$

石岡市地域防災計画の中で、市域の被害が最も大きくなる災害として、地震被害は「茨城県南部の地震」、風水害被害は「恋瀬川の洪水」が挙げられています。これらの災害の被害想定と災害廃棄物発生量の推計結果を図表5に示します。

図表5 被害想定と災害廃棄物発生量の推計

区分	被害災害	建物被害棟数	災害廃棄物全体量
地震	茨城県南部の地震（冬 18 時）	全壊 442 棟 半壊 1,239 棟	42,580t
	地震の規模 M7.3		
	最大避難者数 4,127 人（被災当日）		
風水害	恋瀬川の洪水	床上浸水 387 棟 床下浸水 7,149 棟	12,811 t

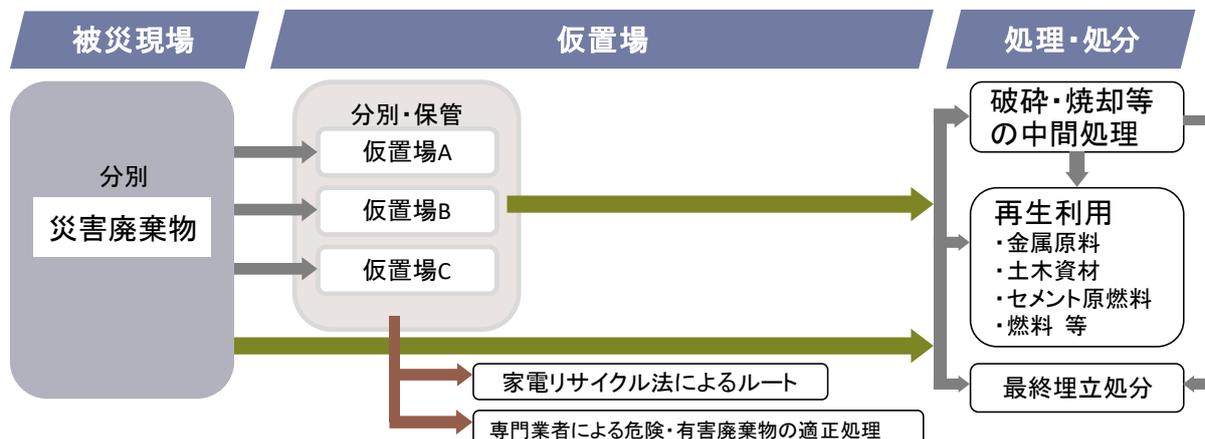
※表中の数値は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある

7. 災害廃棄処理の方法

災害廃棄物は被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は種類や性状に応じて中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限り再生利用を進め、焼却処理量および最終処分量の低減に努めます。

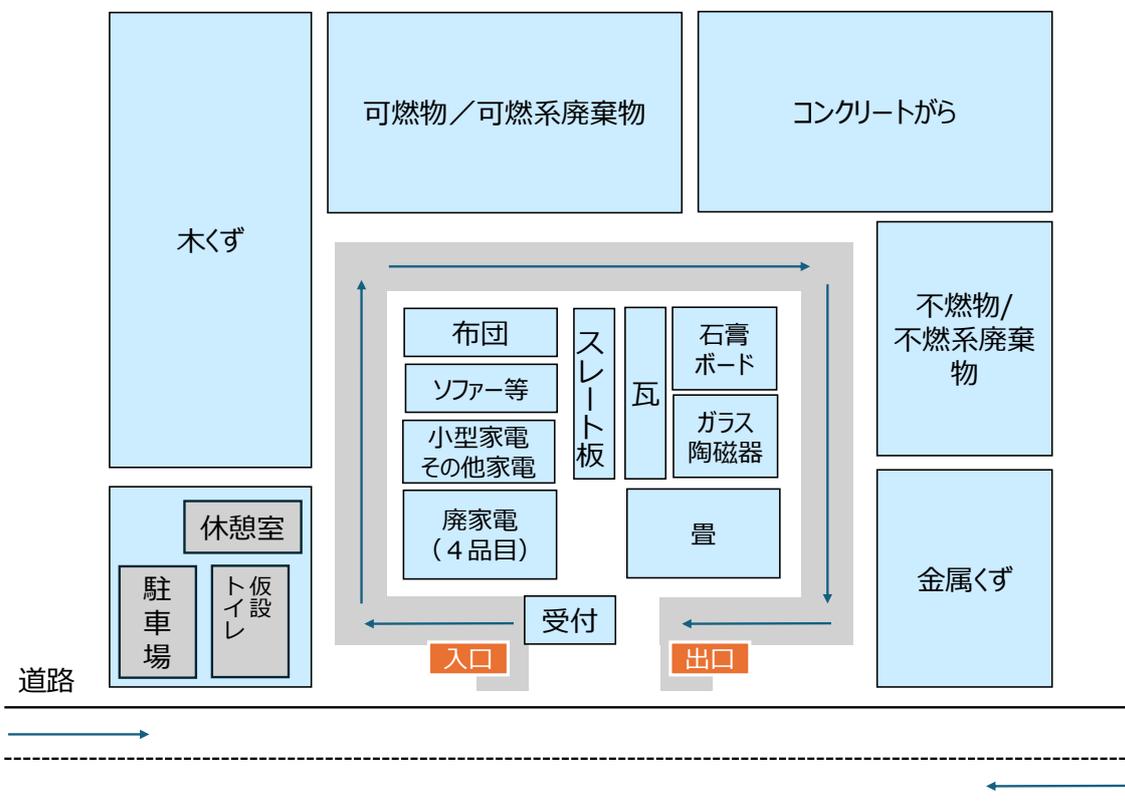
図表6 災害廃棄物処理の流れ（例）



8. 災害廃棄物の仮置場

仮置場は災害廃棄物を一時的に集積する場所です。仮置場では円滑に通行できるように一方通行の動線とし、仮置場内の配置が分かりやすいよう配置図を事前配布、または仮置場の入口で配布します。

図表7 仮置場の配置例



9. 分別の徹底

災害廃棄物は被災現場での分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い最終処分量を削減します。災害廃棄物の分別区分案を図表6に示します。発災時は実際に発生したごみに従ってあらためて分別区分を設定し、速やかに広報します。

図表8 災害廃棄物の分別区分(案)

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 木くず (建築材) | ・ 小型家電/その他家電 |
| ・ 可燃物/可燃系廃棄物 | ・ 廃家電 (4品目) |
| ・ コンクリートがら | ・ スレート板 |
| ・ 不燃物/不燃系廃棄物 | ・ 瓦 |
| ・ 金属くず | ・ 石膏ボード |
| ・ 布団 | ・ ガラス/陶磁器 |
| ・ ソファ等 | ・ 畳 |
| | ・ 土砂 (水害、液状化のとき) |

10. 収集運搬

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするため、発災後、速やかに収集運搬体制を確保し、災害廃棄物を被災地から撤去します。図表7に示す検討事項について、平常時より検討します。

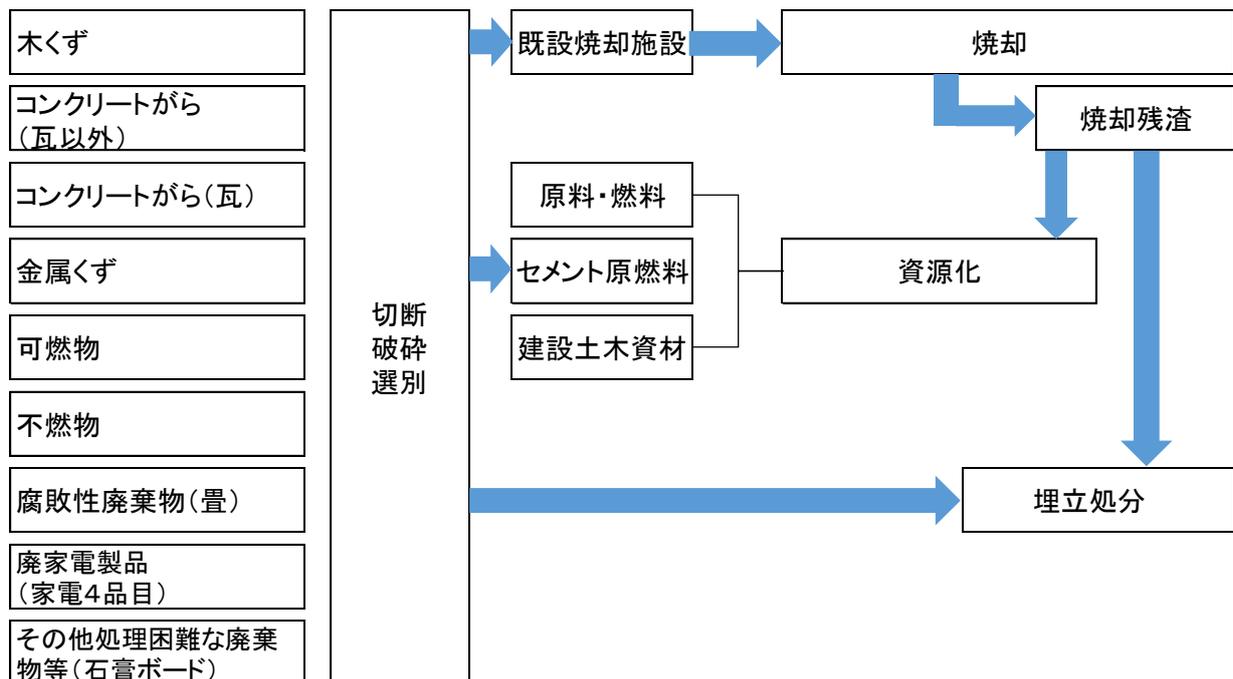
図表9 災害廃棄物の収集運搬に関する検討事項

平常時	収集運搬に係る車両の確保・連絡体制	○廃棄物収集運搬車両(パッカー車、平積み車両等)の台数の把握 ○収集運搬に関する関係事業者の連絡先の把握・更新
	収集運搬方法の検討	○災害廃棄物の仮置場搬入方法(被災者自ら持ち込むか、本市が被災地より回収するか)の検討 ○本市が被災地からの収集運搬を行う場合、被災者の排出場所についても検討 ○収集運搬ルート of 検討。浸水想定区域を考慮する
災害時	収集運搬車両の確保	○被災地の状況を把握し、車両の手配 ○収集運搬車両等が不足する場合、近隣市町村や県へ支援要請
	収集運搬方法の決定	○災害廃棄物を仮置場へ搬入する方法の決定

11. 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎選別や焼却処理等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。既存の廃棄物処理施設での処理を行い、本市(または一部事務組合処理施設)内で処理しきれない場合には、県内の市町村の支援による処理及び県内の事業者による処理を行います。

図表10 災害廃棄物処理フロー例



12. 適正処理が困難な廃棄物等への対応

危険物・有害物、思い出の品等は以下のとおり取り扱います。

図表 11 危険物・有害物、思い出の品等への対応

危険物・有害廃棄物等の処理方法	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器、高圧ガスボンベ等の危険物や、農薬・薬品類、廃石綿等の有害廃棄物は、他の災害廃棄物と分けて収集、保管・ 専門機関、専門処理業者へ委託して適正処理
思い出の品等	<ul style="list-style-type: none">・ 思い出の品（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等）は、本市が保管し、可能な限り持ち主に返却。・ 財布、クレジットカード、貴金属等の貴重品は、警察へ届出

13. 損壊家屋等の解体除去

損壊家屋等は私有財産のため、その処分は原則として所有者が実施することとなります。ただし、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合は所有者の意思を確認した上で、適切な対応を行います。

公費で家屋の解体を行うかは、被災状況や国、県等の方針を確認したうえで決定します。公費解体は必要な手続きを行ったうえで実施します。

14. し尿の発生（仮設トイレ）

災害時のトイレ対策は、健康管理や衛生対策を進める上で非常に重要です。災害時には停電や断水、下水道配管の損傷等により水洗トイレが使用できないおそれがあります。一方で仮設トイレの設置には時間がかかることから、各家庭では携帯トイレを備蓄しておくようにします。

仮設トイレ設置時は、市は設置場所毎の仮設トイレ使用者数に基づき必要基数を検討し、次のような点に留意して設置・増設します。

図表 12 仮設トイレ設置時の留意点

- ・ トイレトーパーや消臭剤を備蓄し、使用者同士で清掃や衛生面の管理を行う。
- ・ 仮設トイレは女性用と男性用を分けて設置し、夜間の照明の確保等、配慮する。
- ・ 避難所の仮設トイレは、収集運搬車両が入ることができる場所に設置する。
- ・ 仮設トイレを調達できない場合、県へ支援要請を行う。

15. 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬、処理

生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬、処理に対し、本市は以下の対応を行います。

図表 13 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬、処理への対応

平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみやし尿の収集ルートを検討のための避難所の数及び場所の把握 ・ 収集運搬車両の調達方法の確認 ・ 水害等の発生時を想定した収集運搬ルートの確認、関係者への共有 ・ 災害時における収集運搬業者との連絡方法の確認・決定
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設で処理 ・ 避難所ごみとし尿の発生量の把握 ・ 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認、県への報告 ・ 被害がある場合、復旧予定及び避難所ごみ・し尿の受入れ時期の検討、県への報告 ・ 収集ルートの決定、迅速な収集運搬の開始（車両数不足時は県へ連絡） ・ （水害時）くみ取り式の便槽や浄化槽が水没し、雨水や土砂等が流入した場合は、便槽や浄化槽の所有者が速やかにくみ取り、清掃、周囲の消毒を行う。

16. 一般廃棄物処理施設の強靱化と復旧

各廃棄物処理施設で、一般廃棄物処理に係る災害時の BCP（事業継続計画）を策定し、施設の緊急停止、点検、補修、稼働に係るマニュアルの作成に努めます。

発災後は、平常時に作成した緊急対応マニュアルに基づき、一般廃棄物処理施設を安全に停止させ、被害状況を把握します。復旧工事が必要となる場合は、プラントメーカー等の処理施設関係者に連絡、協議を行い、できるだけ早く再稼働できるようにします。

被災状況に応じて、県及び近隣市町村へ支援要請を行います。

17. 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理

平常時から災害廃棄物処理に係る備えを進め、国・県・他市町村・一部事務組合・事業者・市民の連携により災害廃棄物の円滑かつ迅速な適正処理を通じて早期の復旧復興につなげるとともに、環境負荷の低減、経済的な処理を実現します。

本計画に基づき災害廃棄物対策を進めていくとともに、関係計画の見直し、新たな知見等を踏まえて、本計画は必要に応じて見直していきます。

石岡市災害廃棄物処理計画 概要版 令和7年3月

発行 石岡市
 編集 生活環境部 生活環境課
 〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1-1
 TEL 0299-23-1111（代表） FAX 0299-23-2225